特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和8年9月30日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、要介護認定及び保険給付等に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 （1）被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 （2）被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 （3）介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第1号事業支給費の支給に関する事務 （4）要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （5）要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （6）介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （7）居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （8）保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 （9）保険給付の支払の一時差止めに関する事務 （10）保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 （11）地域支援事業に関する事務 （12）地域支援事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 （13）保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 （14）資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	1　介護保険システム 2　番号連携システム 3　中間サーバー 4　サービス検索・電子申請機能 5　申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
1　資格ファイル 2　給付ファイル 3　認定ファイル 4　賦課ファイル 5　徴収ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表100の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、27、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、137、144、145、158及び161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131及び132の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康部長寿課
②所属長の役職名	長寿課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-8501　刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部長寿課 電話番号　0566-62-1013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-8501　刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部長寿課 電話番号　0566-62-1013
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない(入手)　　[　　]接続しない(提供)**	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[　　]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこと、複数人での確認を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこと、複数人での確認を行うことを厳守している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	長寿保険部長寿課	福祉健康部長寿課	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求 請求先	〒448-8501　刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所長寿保険部長寿課 電話番号　0566-62-1013	〒448-8501　刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部長寿課 電話番号　0566-62-1013	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	〒448-8501　刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所長寿保険部長寿課 電話番号　0566-62-1013	〒448-8501　刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部長寿課 電話番号　0566-62-1013	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿課長　伊藤　雅人	長寿課長　高橋　盟	事後	
平成31年4月10日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1　番号法第19条第7号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 93、94の項 （2）別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 46、47条 （2）情報提供の根拠 2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、47条	1　番号法第19条第7号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 93、94の項 （2）別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、119の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 46、47条 （2）情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月10日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	長寿課長　高橋　盟	長寿課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	Ⅳ　リスク対策	（記載なし）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年4月8日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1　番号法第19条第7号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 93、94の項 （2）別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、119の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 46、47条 （2）情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条	1　番号法第19条第7号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 93、94の項 （2）別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 46、47条 （2）情報提供の根拠 2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条	事後	
令和2年4月8日	②事務の概要	（1）～（14）略 ※事務の一部を国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	（1）～（14）略 （削る）	事後	
令和2年4月8日	③システムの名称	1　介護保険システム 2　統合番号連携システム 3　中間サーバー 4　伝送通信ソフト（国保連合会との専用回線のデータ通信システム）	1　介護保険システム 2　統合番号連携システム 3　中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 93、94の項 （2）別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 46、47条 （2）情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条	1 番号法第19条第8号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 93、94の項 （2）別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 46、47条 （2）情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、49、55、55の2、59の3条	事後	
令和5年4月12日	③システムの名称	1 介護保険システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	1 介護保険システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー 4 マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能） 5 申請管理システム	事後	
令和6年12月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 介護保険システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー 4 マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能） 5 申請管理システム	1 介護保険システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー 4 マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能） 5 申請管理システム	事前	
令和6年12月9日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項及び別表第1の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 別表100の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 93、94の項 （2）別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、 81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 46、47条 （2）情報提供の根拠 2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、 33、43、43の2、44、44の4、46、47、49、55、55の2、59の3条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144及び161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131及び132の項	事後	
令和6年12月9日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	（記載なし）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	（記載なし）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月23日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144及び161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131及び132の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、27、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、137、144、145、158及び161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131及び132の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月27日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1　介護保険システム 2　番号連携システム 3　中間サーバー 4　マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能） 5　申請管理システム	1　介護保険システム 2　番号連携システム 3　中間サーバー 4　サービス検索・電子申請機能 5　申請管理システム	事前	